

高知大学医学部環境・安全委員会規則

平成16年4月1日
規則第213号

最終改正 令和7年4月9日規則第2号

(設置)

第1条 高知大学医学部（以下「医学部」という。）における交通事故の防止、火災その他の災害の予防等及び環境の改善並びに災害派遣時の救急医療体制等の確立を図るため、医学部に環境・安全委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 医学部の教職員及び学生等の交通安全に関すること。
- (2) 消火、通報及び避難の訓練の実施計画に関すること。
- (3) 防火管理及び防災管理に関すること。
- (4) 廃棄物・廃水等の処理に関すること。
- (5) 救急医療（災害派遣）に関すること。
- (6) その他構内環境に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 病院長
- (2) 医療学系教授 6人
- (3) 救急部長
- (4) 検査部技師長
- (5) 看護部長
- (6) 医学部・病院事務部長
- (7) 総務企画課長
- (8) 会計課長
- (9) 施設管理課長
- (10) 学生課長
- (11) 医事課長
- (12) 医療支援課長
- (13) 安全運転管理者

(14) 防火・防災管理者

- 2 前項第2号に掲げる委員は、学部教授会の議を経て、学部長が委嘱する。
- 3 第1項第2号に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び議長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員長は、病院長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に支障があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

- 2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。
- 3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(専門部会)

第6条 第2条各号に定める審議事項について、必要に応じて専門部会を置くことができる。

- 2 前項の専門部会の構成委員は、委員長が指名するものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、医学部・病院事務部会計課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年7月1日規則第545号)

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月26日規則第127号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年6月2日規則第18号)

この規則は、平成21年6月2日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日規則第124号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日規則第107号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年6月5日規則第19号）

この規則は、平成24年6月5日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成25年4月2日規則第15号）

この規則は、平成25年4月2日から施行する。

附 則（平成28年3月30日規則第160号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月7日規則第4号）

この規則は、令和5年4月7日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和7年4月9日規則第2号）

この規則は、令和7年4月9日から施行し、令和7年4月1日から適用する。